



VOL.87

# トクちゃん新聞

8月号

弊社も創業14年目  
に入ります。



平成26年8月7日  
徳野会計事務所

〒530-0041  
大阪市北区天神橋2-3-8  
MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205  
FAX: 06-6809-2206

URL: <http://www.ft-tax.com/>

## ●ふるさと納税

いまさらですが、今年は私もふるさと納税してみます。所得によって**全額控除される限度額が変わる**のですが、私の限度額を教えたところ、妻は早速、淡路島のどこかの市町村に申込手続きをしておりました。**たまねぎ**や**淡路ビーフ**がもらえるらしいです。ご興味ある方は担当者にご相談ください。



担当: 徳野



## ●沖縄

先日、家族で沖縄へ行って来ました。**青い海、青い空、色とりどりの魚**。天気にも恵まれ堪能してきました。最終日に**首里城**へ行きましたが、たくさんの**観光客で大混雑**でした。



**平和祈念公園**にも行きましたが、こちらは閑散としていました。「沖縄と戦争」「沖縄の歴史」をわかりやすく展示していました。**戦没者名がたくさん刻まれた碑**が整然と海に向かって並んでいる様子は、美しさを感じさせるほどでしたが、沖縄戦のむごさからあまりに遠くにあるようにも感じさせ、現在の**平和の有難さ**をも感じさせるものであります。

戦争・平和について考える機会が増える時期です。子供たちとも少しだけでも一緒に考えたいものです。



## ◆相続税増税の対策

### ～生前贈与の有効活用～

担当: 小林

平成27年1月1日より、相続税の増税が決定しています。

今までは、課税財産が、**5,000万円+(1,000万円×法定相続人の数)**という基礎控除額以内であれば、相続税はかかりませんでしたが、平成27年1月1日以後は、**3,000万円+(600万円×法定相続人の数)**に引き下げになります。この改正により、今までは100人亡くなると、4人にしか相続税はかかりませんでしたが、基礎控除引下げ後は、6~7人になるといわれています。

この増税の対策として、**1人あたり毎年110万円までの贈与税非課税枠**をつかった**生前贈与の活用**が有効です。

その際の注意点ですが、親が子ども名義の口座を開設し、そこにお金を貯めていった場合は、この行為は贈与とみなされず、子ども名義の預金は親の財産とみなされてしまう可能性があります。

また、毎年同じ時期に同じ金額を贈与し続けた場合、まとめて1年で贈与があったと認定され、課税されるケースもあります。

その為、下記の点に気をつける必要があります。

- ①現金を贈与する場合には、預金を通して行うことで、その記録を残す。
- ②毎年贈与契約書を作成しておく。
- ③受贈者の通帳や預金証書、届け出印は受贈者本人が管理する。
- ④金額と時期を毎年変更する。

相続税対策には、上記の内容を注意したうえで、有効にご活用ください。



## ◆熱中症にご注意を！！

担当: 北岡

梅雨も明け本格的な夏が到来いたしました。暑い季節を乗り切るには**熱中症対策**が欠かせません。

熱中症とは、**室温や気温が高い中での作業や運動**により、体内の水分や塩分(ナトリウム)などのバランスが崩れ、

**体温の調節機能が働かなくなり**、体温上昇、めまい、体がだるい、ひどいときにはけいれんや意識の異常など、

様々な症状をおこす病気です。**家の中でじっとしていても室温や湿度が高いため**に、熱中症になる場合がありますので、注意が必要です。

そこで**予防のポイント**をいくつか挙げてみましょう。

- ◎**部屋の温度**をこまめにチェック！(普段過ごす部屋には温度計を置くことをお勧めします)
- ◎**室温28℃を超えないよう**に、エアコンや扇風機を上手に使いましょう！
- ◎のどが渇いたと感じたら必ず**水分補給**！のどが渇かなくてもこまめに**水分補給**！
- ◎外出の際は**体を締めつけない涼しい服装**で、日よけ対策も！
- ◎無理をせず、**適度に休憩**を！
- ◎日頃から**栄養バランスの良い食事と体力づくり**を！

暑い場所で働く社長様や従業員様も多いと思いますので十分にお気を付け下さい。



## ◆ 税務スケジュール(8月)

8月11日(月)

- ・7月分 源泉所得税の納付
- ・7月分 住民税の納付(特別徴収)



9月1日(月)

- ・6月決算法人 確定申告
  - ・12月決算法人 中間(予定)申告
  - ・9月12月3月 消費税3か月ごとの中間申告
  - ・個人事業者 消費税中間申告
- 振替納税の場合は9月29日(月)引落

担当: 廣島



- ・7月分社会保険料
- ・個人事業税 第1期分納付
- ・住民税 第2期分納付(普通徴収)

## ◆ Excelで連番

Excelで連番を振るときには、セルの右下をドラッグしても良いのですが、この場合 行の追加や削除を行うと番号を振り直さなければいけません。

そこで、**ROW** という関数を利用すれば、番号を振りなおす必要はなくなります。

**ROW()** という関数は、**行番号を取得**します。

たとえば、2行目から連番(初期値1)を振る時は **=ROW()-1** と設定します。

ROW() は行番号の"2"になります。連番は1から付与しますので、**行番号と初期値の1との差を"-1"**と入力すれば良いです。

仮に連番の**初期値が1001の場合、=1000+ROW()-1**となります。

一度お試しください!

担当: 岡村



	A	B	C
1			
2		=1000+ROW()-1	
3		1002	
4		1003	
5		1004	
6		1005	

  

1		
2	=ROW()-1	
3	ROW([参照])	
4		3
5		4
6		5



## ◆ 所在不明株主の株式の買い取り

担当: 池田



中小企業においては、よく株主の所在がわからなくなってしまっている例があります。このような株主が突然現れて株式の買い取りや会社の重要な事項に反対する議決権の行使等、会社の**安定経営に問題が発生する**等の大きなリスクのある場合には、これらの**所在不明の株主の株式**を処分する対策をとっておく必要があります。

● 株式を処分するには、**裁判所に対して「所在不明株主の株式売却許可申立て」**を行い、**許可決定を受けなければなりません。**

裁判所に申立てをするには、次の①、②の要件を満たし、申立書及び一定の資料の提出が必要です。

- ① 株主に対してする通知又は催告が5年以上継続して到達しなかったこと
- ② その株主が継続して5年間配当を受領しなかったこと(無配の場合を含む)

● 裁判所の許可決定後は、**競売や売却、会社の買受けによって処分する**

所在不明の株主の所有株式の処分は、原則として競売により売却されますが、中小企業の株式のように市場価格のない株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により売却することができます。

このような株式の場合、買受人が見つかりにくいことも多い為、**会社法も取締役会の決議により、会社がその株式を買い受けることを認めています。**この場合は自己株式の取得の特例に該当するため、**株主総会の決議は不要**とされています。



## ◆ 祝! 勤続10年

担当: 岡村



所長から言われるまで気付いていなかったのですが、今年の9月で**徳野会計事務所勤続マル10年**だそうです。

「そういえばお世話になった頃、子供達が小学1年と2年だったのが、いつの日か息子には身長は追い越され、娘とは目線が同じになってるよなあ。」と改めて10年経つことの速さを「恐怖」と感じさせられます。果たして、この10年間で私は徳野会計で何が出来たのか?

「ん〜っ」と首を傾げてしまいます。(スママセン)

とにかく公私ともにバタバタした10年間でした。

「**公**」の部分では、主に「人」でなかなか落ち着く事ができなかったのですが、所長徳野にとっては一大決心(?)の南森町への移転をし、現在では毎日笑い声が絶えない、個々が前向きな素晴らしい事務所となりました。

「**私**」の部分では、子供達の中学受験のための塾への送り迎え(お弁当配達を含む)に始まり、今では思春期真っ只中の難しい年頃にも関わらず親子でバカを言いながら毎日笑って過ごせる日々。大学受験を迎える娘のサポートをしなければならぬのに、今の受験体制が良く解らず結局娘頼みになってるダメ母です。もう少しバタバタが続きますね。

ただ、**公私ともに日々笑って過ごせることに感謝**です。

11年目からは、事務所の若い力へ繋いでいかななくてはとっております。

この10年間お付き合いいただきました皆様に感謝すると共に、まだまだ伸びしろがある徳野会計事務所を末永く見守っていただきますようお願いいたします。



## ◆ 今月のクイズ

担当: 廣島



### 給与計算の端数処理

#### 第一問 労働時間の端数処理

1ヶ月間における時間外労働・深夜労働のそれぞれの合計時間について端数処理をする際、30分未満を切り捨て、30分以上を1時間に切り上げてよい。○?×?

#### 第二問 賃金支払時の端数処理

事務処理を軽減するため、1ヶ月の賃金支払時に1,000円未満の端数を切り捨てるのが出来、切り捨てた端数は支払わなくてもよい。○?×?



第一問 正解は「○」です。

第二問 正解は「×」です。

ただし、1,000円未満の端数を翌月の賃金支払時に支払うことは認められています。また、100円未満の端数が生じた場合は、50円未満の端数を切り捨て、それ以上を切り上げて支払うことが認められています。これらの方法をとる場合には、その旨を就業規則に定める必要があります。